

議案第62号

逗子市下水道条例の一部改正について

逗子市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市下水道条例の一部を改正する条例

逗子市下水道条例（昭和47年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

別表中「

一般	基本額	8立方メートルまでの分	679円
汚水	加算額 につき	1立方メートル の分 8立方メートルを超えて15立方メートルまで の分 15立方メートルを超えて20立方メートルまで の分 20立方メートルを超えて25立方メートルまで の分 25立方メートルを超えて30立方メートルまで の分 30立方メートルを超えて40立方メートルまで の分	104円 109円 132円 150円 154円

	40立方メートルを超える50立方メートルまでの分	185円
	50立方メートルを超える100立方メートルまでの分	203円
	100立方メートルを超える500立方メートルまでの分	229円
	500立方メートルを超える5,000立方メートルまでの分	266円
	5,000立方メートルを超える10,000立方メートルまでの分	281円
	10,000立方メートルを超える分	343円

」を「

一般汚水	基本額	8立方メートルまでの分	900円
	加算額 1立方メートル につき	8立方メートルを超える15立方メートルまでの分	139円
		15立方メートルを超える20立方メートルまでの分	145円
		20立方メートルを超える25立方メートルまでの分	180円
		25立方メートルを超える30立方メートルまでの分	210円
		30立方メートルを超える40立方メートルまでの分	221円
		40立方メートルを超える50立方メートルまでの分	271円
		50立方メートルを超える100立方メートルまでの分	305円
		100立方メートルを超える500立方メートルまでの分	349円

	500立方メートルを超える5,000立方メートルまでの分	411円
	5,000立方メートルを超える10,000立方メートルまでの分	441円
	10,000立方メートルを超える分	583円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の逗子市下水道条例別表の規定は、令和8年7月1日の使用料から適用し、同年6月30日までの使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

下水道サービスを持続的かつ安定的に提供することを目的とし、下水道事業会計の欠損金の解消を図るため下水道使用料を改定し、及び災害その他非常の場合においても排水設備の設置等の工事を可能にするに当たり、改正の要あるため提案する。